

㈱MCA・㈱ウィッシュ・有MCA コンサルタンツ・台社会保険労務士事務所

小野田市大字東高泊 1-6 ・ TEL 0836 (84)4796

E-mail info@mca-consultants.co.jp

URL http://www.mca-consultants.co.jp

## 年俸制について

成果・業績主義の浸透とともに年俸制を導入する企業が年々増えていますが、一部では、“年俸制を導入すれば時間外手当、深夜手当などの割増賃金を支払わなくてもよい”という誤った認識を持った経営者の方もいるようです。

年俸制とは

年俸制の特徴として、以下の点があげられます。

- ・賃金額を年単位で決定すること
- ・その額を成果、業績を主たる基準として決定すること

割増賃金の支払い

労働基準法上、時間外労働や休日労働にはその労働量に応じた割増賃金を支払うべきものとされています。

管理監督者などの適用除外者や、実労働時間ではなくみなし労働時間によって労働時間を算定する裁量労働制の適用者については、実際の労働時間数にかかわらず賃金が支払われることとなるため、実労働時間数によらない成果給としての年俸制を導入することが可能です。

しかし、それ以外の一般労働者に対しては、年俸制を適用する場合であっても**事業主が労働時間管理を行い、時間外・休日労働に対する割増賃金を支払わなければならないので、注意が必要です。**

公正な評価制度

年俸制では、具体的な賃金額の決定が労働者の成果や業績の評価に大きく依存するため、その評価が公正に行われるかどうか重要です。明確で具体的な目標が設定されているか、目標達成評価の基準が開示され、恣意的でない評価が行われているか、評価理由の説明や苦情処理など労働者の納得を得るための手続きは整っているか、などの点が年俸制導入を成功させるカギとなります。



## 給与計算の変更点

給与計算実務の最近の変更点について、簡単にまとめてみました。

まず、所得税の老年者控除が、昨年12月をもって廃止されました。源泉徴収税額表甲欄を適用する際の扶養親族等の数について、今年1月以降は、「老年者に該当する場合の1人加算」の適用はなくなります。また、2005年分の年末調整においては、老年者控除は適用されません。

次に、毎年3月分（控除するのは4月分の給与）から、介護保険料率が改定されています。介護保険の第2号被保険者である年齢40歳以上64歳以下の医療保険加入者の保険料率が変更になります。4月には、雇用保険料率の引き上げと雇用保険の一般保険料額表（経過措置）の廃止がなされます。「一般の事業」が1000分の7から1000分の8へ、「農林水産業・清酒製造業」「建設業」が1000分の8から1000分の9へ引き上げられます。

また、3月31日までは経過措置として「雇用保険の一般保険料額表」を用いて計算できますが、4月1日以降は賃金額に保険料率を乗じて計算する原則的な方法によることになります。

さらに、4月以降には、育児休業中の社会保険料免除の改正もあります。従来は育児休業を申請した月から免除されていたものが、育児休業開始月からの免除となります。対象は、これまでの「1歳未満の子」から「3歳未満の子」を養育する被保険者へと拡充されます。

2005年9月分（控除するのは10月分の給与）からは、厚生年金保険料率が1000分の142.88となります。保険料負担の増加が続きますが、誤りや不正のないようにしたいものです。

## 生活習慣で寿命が変わる

日本人の死因の約6割を占める「がん」「脳卒中」「心臓病」は三大生活習慣病と言われています。他にも、痴呆・うつ病・歯周病・骨そしょう症・肩こり、腰痛・アレルギー・慢性気管支炎・肝疾患・腎疾患なども生活習慣病です。米国の調査で次の7つの生活習慣と死亡率の関係を検討したところ、いずれも45歳時点で、

6項目以上守っている人の平均余命 33年

3項目しか守っていない人の平均余命 21年

と、寿命が12年も短くなったそうです。第二、第三の人生をゆっくり楽しめるはずの時間もこんなに大きく変わってしまいます。

### 心がけたい7つの生活習慣

1日7～8時間の睡眠をとる

朝食をきちんと食べる

過剰な間食はしないようにする

適正な体重を維持する

毎日適度な運動をする

たばこを吸わないようにする

過度の飲酒はさける



## 海外出張中に仕事でケガをしたら・・・

最近では中小企業といえども、中国・東南アジアを中心に海外出張が増えており、海外出張中にも労災保険が使えるのか問合せを頂きます。もちろん海外出張中でも労災保険は使えます。

但し、当然療養の給付を受けることはできませんので、療養の費用の請求により後で、現金給付を受けることになります。手続については、海外の医療機関に支払った金額の領収書、海外出張させたことの事業主の証明書、在外公館の証明書、医師の証明書、新聞記事等を「療養補償給付たる療養の費用請求書」に添えて所轄の労働基準監督署に提出します。この場合、注意することは請求書の中にある「医師の証明書」の欄に証明を貰うことですが、請求書を送付して後日証明をもらうことはとても困難です。

通院したときに別紙に証明を受けることで医師の証明欄に替えることができます。

（証明内容：傷病の部位及び傷病名、傷病の経過の概要、療養期間、診療実日数、療養の内容と金額）尚、外国の医療事情と日本のそれとは異なると思われるため、現地での治療の内容等が、そのまま日本で認められるとは限りませんので、療養の費用として認められるのはあくまでも、所轄の労働基準監督署長が認めたものに限られます。

又、出張者向けの“海外旅行傷害保険”を加入される企業も多いようですが、海外出張の多い企業では、割引のきいた年間包括式の“海外旅行傷害保険”に加入される事をお勧めします。